

○ 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）

改  
正  
案

現  
行

（書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等）

第四条の六 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法（法第十六条第二項第四号に規定する電磁的方法をいう。以下この条及び次条において同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

一〇十一 （略）

十二〇十五 （削る）

2 前項の規定による承諾を得た提供者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（運用報告書に係る情報通信の技術を利用する方法）

第十四条の二 保険会社（外国保険会社等を含む。次項において同じ）

（書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等）

第四条の六 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法（法第十六条第二項第四号に規定する電磁的方法をいう。以下この条及び次条において同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

一〇十一 （略）

十二 法第百条の五第二項  
十三〇十六 （略）

2 前項の規定による承諾を得た提供者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（新設）

。)は、法第二百九十九条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により法第二百九十九条の五第二項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該保険契約者に対し、その用いる同項に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2) 前項の規定による承諾を得た保険会社は、当該保険契約者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該保険契約者に対し、法第二百九十九条の五第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保険契約者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。